

# 特別教育を必要とする危険有害業務の一覧表

安則 36 号別	対象業務	安法 59条 安則 36条	就業制限（法61） 作業主任者（法14） との関連	教育内容等		備考
				教は告示92号 改正S52.12.27 第11号を示す		
1	研削といしの取替、取替時試運転業務			教 1、2条		
2	動力プレス機の金型、シャーの刃部又はプレス機、シャーの安全装置、安全囲の取付け、取外し又は調整業務		・5台以上作業主任者	教 3条		
3	アーク溶接業務		・ボイラー、第一種圧免許	教 4条		
4	高圧（直流750V、交流600~7,000V以下）特別高圧（7,000V超）の活線等の業務 低圧含 詳細は36条4号参照			教 5、6条		
5	最大荷重1トン未満のフォークリフト運転業務（他に道交法適用）		・1トン以上技能講習	教 7条		
5の2	最大荷重1トン未満のショベルローダー、フォークローダー運転（他に道交法適用）		・1トン以上技能講習	教 7条の2		
5の3	最大積載量が1トン未満の不整地運搬車の運転業務（他に道交法適用）		・1トン以上技能講習	教 7条の3		
6	制限荷重5トン未満の揚貨装置運転		・5トン以上免許	教 8条		
6の2	伐木等機械			教 8条の2	平成26年12月1日から適用	
6の3	走行集材機械			教 8条の3	平成26年12月1日から適用	
7	機械集材装置運転（集材機、架線、搬器、支柱及び付属物により構成、動力を用い原木等空中運搬設備）		・林業架線作業主任者	教 9条		
7の2	簡易架線集材装置又は架線集材機械			教 9条の2	平成26年12月1日から適用	
8	胸高直径70cm以上の立木の伐木、直径20cm以上の重心偏、つりきり、かかり木、伐木等業務			教 10条		
8の2	チェーンソーを用いて立木の伐木、かかり木処理又は造材業務			教 10条の2		
9	機体重量3トン未満不特定場所自走できるものの運転（道交法適用も有） ・令別表7の1号（整地、運搬、積込機） ①ブル・ドーザー ②モーター・グレーダー ③トラクター・ショベル ④ザリ積機 ⑤スクレーバー ⑥スクレーブ・ドーザー ・令別表7の2号（掘削機） ①パワー・ショベル ②ドラグ・ショベル ③ドラグライン ④クラムシェル ⑤バケット掘削機 ⑥トレンチャー ・令別表7の3号（基礎工事機） ①くいい打機 ②くいい抜機 ③アース・ドリル ④リバース・サーキュレーション・ドリル ⑤せん孔機 ⑥アース・オーガー ⑦ペーパー・ドレーン・マシン ・令別表7の6号（解体用機） ①ブレーカ ②鉄骨切断機 ③コンクリート圧碎機 ④解体用つかみ機 ※②～④までは、平成25年7月1日～適用		整地、運搬、積込、掘削 教 11条	小型車両系建設機械 基礎工事 教 11条の2	〔 整地、運搬 〔 積込、掘削 〔 基礎工事 〕 〕	に分かれている。
9の2	令別表7の3号（基礎工事機、上記参考）自走できないもの			教 11条の3		
9の3	同 上（同上）自走できるものの作業装置の操作			教 11条の4		
10	令別表7の4号（締固め用機械）ローラー運転業務（道交法有）			教 12条		
10の2	令別表7の5号（コンクリートポンプ車）の運転の業務			教 12条の2		
10の3	ボーリングマシンの運転の業務			教 12条の3		
10の4	建設工事の作業におけるジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務					
10の5	作業床の高さが2メートル以上10メートル未満の高所作業車の運転の業務		・10メートル以上技能講習	教 13条		
11	動力巻上機運転業務（電気ホイスト等。但しゴンドラは除く）			教 13条		
13	令15条第8号の軌道装置等運転業務（除く 地方鉄道法、軌道法）			教 15条		
14	小型ボイラー取扱業務（令第1条4号の小型ボイラー）		・免許・ボ則23条 該当ボイラーは技講	ボ 92条	ボ教告示115号	
15	クレーン 1. つり上げ荷重5トン未満 2. こ線テルハ（5トン以上）		・免許	ク 21条	ク教告示118号	
16	移動式クレーン1トン未満（道交法適用有）		・免許	ク 67条	ク教告示118号	
17	デリック5トン未満		・免許	ク 107条	ク教告示118号	
18	建設用リフト			ク 183条	ク教告示118号	
19	玉掛け（1トン未満のクレーン、移動式クレーン、デリック）		・1トン以上技能講習	ク 222条	ク教告示118号	
20	ゴンドラ操作			ゴ 12条	ゴ教告示121号	
20の2	作業室、気閘室へ送気のための空気圧縮機運転		内部作業は作業主任者	高圧 11条1号	高圧教告示11号	
21	高圧室への送気の調節業務		同上	高圧 11条2号	同上	
22	気閘室へ送気、排気の調整を行うバルブ、コック操作		同上	高圧 11条3号	同上	
23	潜水作業者への送気の調節を行うバルブ、コック操作		潜水業務は免許等	高圧 11条4号	同上	
24	再圧室操作業務			高圧 11条5号	同上	
24の2	高圧室内作業に係る業務			高圧 11条6号	同上	
25	四アルキル鉛業務（令別表5の四アルキル鉛）	作業主任者		四アル 21条	教告示125号	
26	酸素欠乏危険作業に係る業務	作業主任者		酸欠 12条	教告示132号	
27	特殊化学設備の取扱い、整備、修理業務（令20条5号第一種圧整備除く。）			教 16条		
28	エックス線装置又はガンマ線装置を用いて行う透過写真の撮影業務	作業主任者		電離 52条5		
28の2	加工施設又は使用施設の管理区域内において、核燃料物質等を取扱う業務			電離 52条6		
28の3	原子炉施設の管理区域内において、核燃料物質等を取扱う業務			電離 52条7		
28の4	事故由来廃棄物等の処分の業務			電離 52条8		
29	粉じん障害防止規則第2条1項3号の特定粉じん作業者			54.7.23 告示68号		
30	ずい道等の掘削作業、ずり資材等の運搬、覆工のコンクリートの打設等の作業	作業主任者		教 17条		
31	産業用ロボットの教示等の業務			教 18条		
32	産業用ロボットの検査、修理、調整等の業務			教 19条		
33	自動車（二輪車を除く。）タイヤの組立に係る空気充てん業務			教 20条		
34	廃棄物の焼却施設においてばいじん等を取り扱う業務			教 21条		
35	廃棄物焼却炉等の設備の保守点検等の業務					
36	廃棄物焼却炉等の設備の解体等の業務					
37	石綿使用建築物等の解体等の業務	作業主任者、石綿除去現場管理者教育		石綿 27条	石綿教告示132号	
38	特定線量下業務				除染則第25条の8	
39	足場の組立て等の業務	高さ5メートル以上は作業主任者が必要		教 22条		平成29年6月30日までの経過措置あり。
40	ロープ高所作業に係る業務			教 23条		平成28年7月1日施行